

学位論文の要約

本研究は、ドイツの哲学者・社会学者であるユルゲン・ハーバーマスにおける理論的・思想的側面と実践的側面の往還に着目し、ハーバーマスにおいて、理論と実践とが次々と対応していく様相を描くとともに、そうした企図を通して、人権や統合、連帯や戦争の記憶、そして民主主義といった、人類が獲得すべき普遍的なものの概念について追究していくものである。

ドイツを代表する知識人であるハーバーマスは、1962年に教授資格取得論文『公共性の構造転換』を公刊して以降、哲学ならびに社会学の表舞台に出てきた人物である。その後、俗にいう「ハーバーマス研究」や「ハーバーマス論」が、人文・社会科学研究のあいだで盛んとなった。ゆえにその影響は、哲学や社会学のみならず、政治学、法学、教育学、言語学など、きわめて多くの分野に広がっていった。このことから、「ハーバーマス研究」や「ハーバーマス論」においては、理論的・思想的側面が強調される傾向にある。

しかしながら、そうした研究においては、実践的側面についても強調されるべきである。例えば、この四半世紀を振り返っただけでも、コソヴォ紛争において、NATO のコソヴォへの空爆行為を正当化し、擁護する発言をしたかと思えば、アメリカによるイラクへの戦争介入の際には、「不仲」とされていた哲学者ジャック・デリダと共同声明を発出することによって、アメリカの覇権主義を痛烈に批判し、今後の EU に期待するに至っている。また、近年では、コロナ禍に際して、人権と人間の尊厳との関係に言及したかと思えば、2022 年に開始され、いまだ終わりの見えないロシアによるウクライナ侵攻に際して、ドイツをはじめとするヨーロッパが取るべき立場を明確に示していたりもする。無論、それ以前にも、1960 年代の学生運動の動乱期においては、一部の過激な社会運動に加担したドイツの学生らを「左翼ファシズム」と非難したり、1980 年代には、いわゆるドイツ歴史家論争の急先鋒として、ナチス・ドイツの蛮行の歴史を相対化しようとする、エルンスト・ノルテに代表される保守的歴史家を痛烈に非難していたりもする。

このように、「ハーバーマス研究」や「ハーバーマス論」においては、いわば「社会思想家としてのハーバーマス像」と「社会的実践者としてのハーバーマス像」という、二つの像が確認できるが、これまでの研究においては、こうした点が看過されてきた。言い換えれば、ハーバーマスにおける理論と実践の関係が半ば見過ごされてきたのである。こうした点を問題意識として、本研究では、ハーバーマスにおける理論と実践の往還の様相に着目し、これを描くとともに、ハーバーマスが主張した、人権や統合、連帯や戦争の記憶、そして民主主義といった、人類が獲得すべき普遍的なものの概念について追究することを目的とした。

第 1 章では、ハーバーマスが描いた公共圏の社会史について整理したうえで、公共圏の政治的機能を取り戻すための試論を展開した。とりわけ重要な点は、新版『公共性の構造転換』から『事実性と妥当性』にかけて、ハーバーマスが公共圏論を再構成・再定義したということである。また、その際に参照されるべきは、ハーバーマスの市民社会論、ならびに近

著『公共圏の新たな構造転換と協議政治』において、なおも言及される、協議民主主義論である。こうした二つの視点を参照することで、今日においてもなお、公共圏の政治的機能の再建可能性が示唆された。

こうした議論を受けて、第 2 章では、ハーバーマスが描く単一的かつ包括的公共圏ではなく、多元的公共圏こそが、社会的合意や民主主義に対してより資する理論的・思想的基盤であることを明らかにした。そもそも社会的合意や民主主義を考えるにあたり、それらが単一的ないし包括的であることはありえない。それらはつねに宥和と抗争を繰り返している。ゆえに、公共圏もまた、単一的かつ包括的であることはありえず、多元的であることが常である。しかしハーバーマスは、こうした点を半ば看過しており、多くの論者から批判を受けてきた。こうした批判をもとに、本稿では、とりわけメディア社会学の観点から、現代社会における多元的公共圏のあり方を模索した。

第 3 章では、いわゆるポスト世俗主義社会における今日において、世俗的市民と宗教的市民、双方を包摂しうるような公共圏を模索するため、いわゆる「翻訳」論について論じた。そのために、タラル・アサドの指摘を参照しつつ、われわれ／他者とのあいだに現れる境界線上における暴力性に立ち向かうための「翻訳」論の重要性を提起した。またこれをもとに、ハーバーマスの近著『もう一つの哲学史』を参照点として、公共圏と宗教をめぐる今日の背景と思想的意義を明らかにした。

第 4 章では、ハーバーマスが提起する協議民主主義と、シャンタル・ムフが提起する闘技民主主義の対立を超克すべく、ステファン・ルメンスとコーエン・アブツによる「過激主義の同心円封じ込め」モデルを参照することで、ハーバーマスとムフの対立の乗り越えを企図した。「過激主義の同心円封じ込め」モデルとは、端的に言えば、フォーマルな公共圏（立法府や行政府など）と、インフォーマルな公共圏（市民社会など）において、政治的過激派に対してどのように対処すべきかに関わる政治理論である。こうしたモデルを参照することによって、ハーバーマスの協議民主主義における二回路モデルと、ムフの闘技民主主義における政治的敵対者の排除の論理を超克する、新たな政治理論を提起した。

以上述べてきた公共圏論を中心とした理論的・思想的側面を踏まえたうえで、第 5 章では、ハーバーマスにおける公論の再定義の様相について、ロバート・ホルブの指摘を参照したうえで論じた。ホルブによれば、ハーバーマスにおいて、公共圏は歴史的記述と規範的概念とのあいだで「揺れ」が伴っている。それは公論も例外ではない。ゆえに、本章では 1960 年代に隆盛した新しい社会運動、1990 年前後の東欧・中欧における「遅ればせの革命」、そして今日のヨーロッパにおける統合と連帯を事例として、ハーバーマスが「揺れ」を伴う公論概念をどのように再定義していったのかを論じた。明らかになったことは、ハーバーマスにおいて、トランスナショナル化した公論や公共圏は、ヨーロッパの統合と連帯、そして共通の政治文化にもとづくアイデンティティを希求するうえで、不可欠な基盤であるという点である。

第6章では、ハーバーマスの人権論において、どのような変容があったのかを論じた。ハーバーマスは、1999年当時の、NATOによるコソヴォ空爆の際、それらを擁護したことで多くの議論を巻き起こした。彼からしてみれば、NATOによる空爆行為は「法権利にもとづく人権」を鑑みたうえでの行為であった。しかしながら2010年の論文において、イマニュエル・カントにおける人間の尊厳の概念とその「不可侵性」を受容したハーバーマスは、次第に「道徳的観点にもとづく人権」にも目配りするようになった。それが如実に表れていたのが、2023年の、ロシアによるウクライナ侵攻に対するハーバーマスの「立場表明」の際であった。そのなかでハーバーマスは、ウクライナの尊厳のためには、法権利よりも道徳が最優先されるべきであることを唱えたのである。つまり、人間の尊厳の概念の受容こそが、ハーバーマスにおける人権論の変容のターニングポイントになったのである。

第7章では、ハーバーマス陣営と、保守的歴史家とされるノルテらのあいだで起こった、いわゆるドイツ歴史家論争と、現代日本社会における歴史修正主義の事例を取り上げた。ハーバーマス陣営においては、ドイツ人らはナチス・ドイツの歴史と蛮行を、「公的な歴史認識」でもって反省し続けなければならないことを強調したのに対して、ノルテらは、歴史学という学問にあっては、「歴史の修正」は学問の作法として当然視されなければならないことを強調した。また、こうしたドイツ歴史家論争は、日本における歴史修正主義にもとづく歴史教科書問題や小林よしのりの漫画作品をめぐる問題にも通じるものがあることも指摘した。こうした歴史修正主義に抗するために、アーサー・ダントの「歴史の物語」論の解釈を援用することで、その重要性を指摘するとともに、戦争の歴史と記憶を、公共圏において、対話によって紡いでいかなければならないことを強調した。

以上のように、第1章から第4章までは、公共圏という理論的・思想的側面について論じ、第5章から第7章までは、そうした理論的・思想的基盤を前提としつつ、ハーバーマスの実践的側面について論じた。この、いわば理論と実践の往還の様相、つまり「理論から実践へ」、あるいは「実践から理論へ」という双方向的な力学を明らかにすることで、ハーバーマスにおける社会学的想像力を提示するとともに、「社会思想家としてのハーバーマス像」と「社会的実践者としてのハーバーマス像」を明らかにし、ひいては普遍的なものの概念の究明をも論じることが可能となったのである。